

地域で支える地域包括ケアシステムの実現をめざします

**高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画**

高齢者保健福祉施策の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的・体系的に整理し、制度改革と将来の展望を見据えた高齢者保健福祉・介護保険事業の方向性を示すとともに、安定的な運営を図っていくため、「高齢者保健福祉・第6期介護保険事業計画」を策定しました。

**計画(平成27～29年度)の主な内容**

**高齢者保健福祉事業の推進**

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、1人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症を有する高齢者の増加が予想されます。介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることができるようにするために、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

本計画は、制度改革や課題を踏まえ「心のつながりを大切に支えあい助けあう安心のまち」を基本理念とし、①生活支援・介護予防サービス、②認知症施策の推進、③在宅医療と介護の連携による



支援体制の確立④高齢者の居住安定に係る施策との連携⑤安心・安全なサービス提供体制の確立①の5つを基本目標としました。  
この目標を実現するため、様々な高齢者保健福祉事業を推進することにも、高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進していきます。

**新しい総合事業の推進**

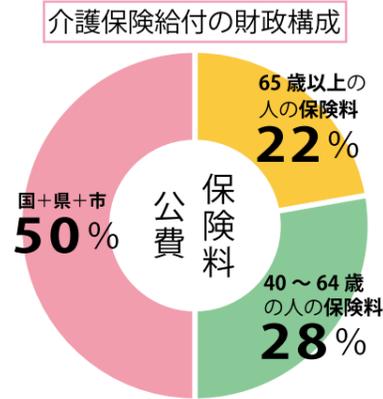
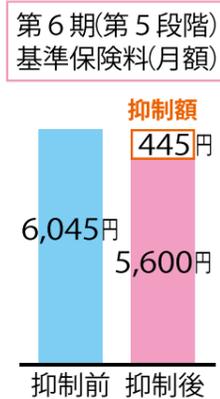
この制度改革により、予防(要支援者への)給付として全国一律に提供されていた、「介護予防通所介護(デイサービス)」と「介護予防訪問介護(ホームヘルプ)」の予防サービス等は、平成27年4月から平成30年3月末までの間に、市町村の実施する総合事業へと移行することになりました。本市は、平成29年4月から総合事業への移行を開始することとしています。

総合事業への移行に向けて、利用者へのニーズや地域の実情を踏まえて、従来の予防サービス等の提供事業に加え、住民等が参画するような多様なサービスの提供が可能となる体制づくりに取り組めます。

**平成27年度からの介護保険料のお知らせ**

介護保険料は、3年ごとに見直す介護保険事業計画によって、今後3年間の介護サービスに必要な費用の見込額で算定した基準額をもとに、65歳以上の人の所得に応じて設定します。第6期計画期間の認定者数は、前期に比べ3年間の平均で約6%(190人程度)、月当たりのサービス延べ利用者数は約10%(480人程度)増加し、介護(予防)給付費は、3年間で約12・8%(14億円程度)増加する見込みです。こうした状況を踏まえ、今後も制度の安定的な運営を図るため、保険料の改定を行いました。改定に当たっては、被保険者の負担能力に応じてきめ細かく対応できるように、低所得者の負担軽減強化と、国が示す保険料段階9段階をさらに多段階化(弾力化)する見直しを行いました。

所得段階	対象者	保険料(年額・円)		第5期と第6期の保険料の差(年額・円)
		第5期(平成24～26年度)	第6期(平成27～29年度)	
第1段階	本人が老齢福祉年金受給権者で、生活保護の被保護者 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	29,200	27・28年度: 30,240 29年度: 軽減予定	1,040
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	38,000	27・28年度: 43,680 29年度: 軽減予定	5,680
第3段階	第1段階と第2段階に含まれない人	43,900	27・28年度: 50,400 29年度: 軽減予定	6,500
第4段階	本人非課税者 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	48,500	57,120	8,620
第5段階	本人非課税者 第4段階に含まれない人	58,500	67,200	8,700
第6段階	市民税課税者 合計所得金額が120万円未満の人	73,100	87,360	14,260
第7段階			90,720	17,260
第8段階			104,160	16,460
第9段階	合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	87,700	110,880	23,180
第10段階			124,320	22,020
第11段階	合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	117,000	137,760	20,760
第12段階	合計所得金額が800万円以上の人		141,120	24,120



**保険料の上昇抑制**

今回の改定に当たっては、介護給付費準備基金1億6590万円の取崩しと保険料段階の多段階化(弾力化)により、基準保険料1人当たり月額445円(年額5340円)の軽減(上昇抑制)を図りました。

相互扶助の精神を基本とした介護保険制度に、被保険者皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 保険課介護係  
☎ 21・0299

※本計画と、1月21日から2月10日に実施した意見募集(パブリックコメント)で寄せられた意見と、これに対する市の考え方を市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ 保険課介護係  
☎ 21・0299

**介護予防給付(要支援1・2)** 訪問看護・福祉用具等

**介護予防給付(要支援1・2)** 訪問看護・福祉用具等

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
(要支援1・2、それ以外の人) / (平成29年度～)

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス・通所型サービス
  - ・生活支援サービス・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

上記以外の予防給付サービスは従来どおりです。

**65歳以上の人の保険料の納め方**

いる人は、年金天引き(年金特別徴収)となります。ただし、次のような場合には、一時的に納付書か口座振替普通徴収で納めることになります。

- ①年度途中で65歳に到達した
- ②年度途中で市内へ転入した
- ③年度途中で保険料変更があった
- ④年金を担保に借り入れしている
- ⑤年金が一時差し止めになった

※徴収方法の選択はできません。  
▼お知らせ  
特別な理由がなく、介護保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収猶予や減免が受けられる場合があります。

■問い合わせ 税務課市民税係  
☎ 21・0214

